

会社を退職された方へ ～ 任意継続被保険者制度のご案内 ～

◇在職時の被保険者証について(お願い)

会社を退職すると、翌日に被保険者としての資格が失われます。当健康保険組合の保険証は無効になりますので、退職時(やむを得ない場合でも5日以内)に返納してください。

在職中のときの保険証で医療機関を受診されると無資格受診となり、かかった医療費を全額返還していただくこととなります。

◇退職後の健康保険の選択肢としては、次の2つがあります。

- ①東京港健康保険組合の任意継続被保険者になる
- ②国民健康保険に加入する

1.任意継続被保険者制度とは？

任意継続被保険者制度とは、離職等により資格を喪失した被保険者が、就職し、再び被保険者資格を取得するまでの橋渡しの役割をはたす制度です。

加入資格は、退職日までに継続して2ヵ月以上被保険者期間があること、ならびに申請手続を退職日の翌日から20日以内に行うことが必要で、2年間加入できます。

2.任意継続の保険料は？

当組合に加入している被保険者の標準報酬月額を平均した額か、退職時の標準報酬月額のどちらか少ない額となります。

なお、当組合の運営状況により「標準報酬月額の平均」または「保険料率」が変わることによって、保険料の額が増減する場合があります。

※退職後は事業主負担分がなくなりますので、全額自己負担となります。

※国民健康保険とは違い、前年(度)の収入に応じて保険料が変わることはありません。

【参考】

令和3年度の任意継続保険料の上限額は41,040円です。(介護保険料を含む。)

介護保険の該当者でない方は、34,560円です。

※当組合の平均標準報酬月額が25等級(36万円)のため。

※令和2年度は上限額40,608円(介護保険料を含む)、介護保険の該当でない方は、34,560円です。

【保険料の納入方法】

次の①②いずれかの方法で、納めてください。

① 口座振込

【口座名義：東京港健康保険組合（フリガナ：トウキョウコウケンコウホケンクミアイ）】

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号
三菱UFJ銀行	三田支店	普通	1037345
三井住友銀行	三田通支店	普通	8058257
みずほ銀行	浜松町支店	普通	209001

※三菱UFJ銀行および三井住友銀行の窓口で納付書を持参した場合は振込手数料免除。

※みずほ銀行のATM・ネットバンキングから同行口座宛て振込の場合は振込手数料免除。

② 当組合窓口で現金払い

納付書を持参して現金にてお支払いください。

【初回保険料（加入時）の納付について】

任意継続の被保険者証を発行する際に、併せて初回保険料の納付書を交付します。納付期限を厳守のうえ、銀行振込または当組合窓口にて納入してください。

なお、納付期限を超過しますと、任意継続被保険者の資格が遡って取消となりますので、ご注意ください。この場合、保険証を使用されずと後日、返還請求させていただきます。

【2回目以降の保険料の納付について、】

毎月1～10日の間に当月分のみを納めてください。（※まとめ払い不可。）

また保険料は期間によって前納することができます。加入時に別途ご案内します。

なお、当組合では任意継続保険料の「口座振替（引き落とし）」は行っていません。

3.任意継続の資格を喪失する場合は？

(健康保険法第38条)

- ① 申出書が受理された日の属する月の翌月1日（※R4.1.1 施行）
- ② 加入期間が2年間満了したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 保険料未納のとき
- ⑤ 就職したとき
- ⑥ 船員保険の被保険者になったとき
- ⑦ 後期高齢者になったとき

4.任意継続の申請の際必要になるもの

以下の書類を当組合まで提出してください。※①②は退職日の翌日から20日以内（厳守）

- ① 任意継続被保険者資格取得申請書
- ② 住民票（写）または免許証など現住所が確認できる公的機関書類のコピー（※）。
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ③ 被扶養者(異動)届 ※被扶養者がいる場合（注）

（注）世帯全員の住民票（写）・所得証明書など添付書類（※詳細は当組合までお問い合わせください。）が必要となります。ただし、退職時に被扶養者であった場合は省略可。

5.「保険証の発行」について

任意継続の被保険者証は申請書類一式が当組合に届き次第（※書類に不備がない場合）発行します。

【お問い合わせ先】

東京港健康保険組合 適用徴収係

TEL: 03-3455-0062